

(27) 試験問題 (午前の部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、2時間です。
- (3) 試験問題は、全て多肢択一式で、全部で35問あり、105点満点です。
- (4) 解答は、答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、答案用紙に印刷されているマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。
- (5) 解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は、鉛筆(HB)を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び鉛筆を使用していない解答は、無効とします。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 精神的自由に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有するから、警察官が正当な理由なく個人の容貌・姿態を撮影することは許されない。

イ 裁判所が、他人の名誉を毀損した加害者に対して、被害者の名誉を回復するのに適當な処分として謝罪広告を新聞紙に掲載すべきことを命ずることは、その加害者の人格を無視し、意思決定の自由を不当に制限することとなるので、その内容が単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度のものであったとしても、当該加害者の思想及び良心の自由を侵害し、許されない。

ウ 剣道実技の科目が必修とされている公立の高等専門学校において、特定の宗教を信仰していることにより剣道実技に参加することができない学生に対し、代替措置として、他の体育実技の履修やレポートの提出を求めた上で、その成果に応じた評価をすることは、その目的において宗教的意義はないものの、その宗教を援助、助長、促進する効果を有し、他の宗教者又は無宗教者に圧迫、干渉を加える効果があるから、政教分離の原則に違反する。

エ 報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであるから、報道の自由及び報道のための取材の自由はいずれも憲法上保障されており、裁判所が、刑事裁判の証拠に使う目的で、報道機関に対し、その取材フィルムの提出を命ずることは許されない。

オ 大学において学生の集会が行われた場合であっても、その集会が、真に学問的な研究又はその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的・社会的活動であり、かつ、公開の集会又はこれに準じるものであるときは、その集会への警察官の立入りは、大学の学問の自由と自治を侵害するものではない。

1 アイ

2 アオ

3 イエ

4 ウエ

5 ウオ

第2問 内閣に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負うため、ある国務大臣につき両議院で不信任決議案が可決された場合には、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。
- イ 内閣総理大臣について、衆議院と参議院とが異なった指名の議決をしたため、法律の定めるところにより、両議院の協議会が開かれたが、そこでも意見が一致しなかつた場合には、衆議院の議決が国会の議決となる。
- ウ 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。
- エ 法律及び政令には、全て主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。
- オ 国會議員でない国務大臣は、国會議員から答弁又は説明のため出席を求められた場合に限り、議院に出席して発言することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第3問 次の文章は、地方自治の本旨に関する文章である。()の中に後記の語句群の中から適切な語句を選択して文章を完成させた場合に、(①)から(⑥)までに入る語句として適切なもの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、()の中には、後記の語句群のアからケまでの語句のうち一つのみが入り、各語句を2回以上使用することはないものとする。

憲法は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と定めている。この「地方自治の本旨」とは、一般に、(①)とする住民自治の原則と、(②)とする団体自治の原則を意味するものと解されている。

(③)旨を定めた憲法の規定は住民自治の原則を具体化したもので、(④)旨を定めた憲法の規定は団体自治の原則を具体化したものと説明される。東京都の特別区について区長の公選制を廃止することが憲法上許されるかどうかが争われた事件において、判例は、(⑤)とした。

また、憲法は、地方公共団体が法律の範囲内で条例を制定することができる旨を定めているが、法律の範囲内といえるかどうかの判断基準について、判例は、(⑥)とした。

【語句群】

ア 地方公共団体の長及びその議会の議員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する

イ 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有する

ウ 地方公共団体は、国が法令で明示又は默示に規定を設けている事項については、法律の明示的な委任がない限り、条例を制定することができない

エ 条例が法律に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない

オ 地方の政治は、国から独立した団体に委ねられ、その団体の意思と責任において行われるべきである

カ 地方の政治は、その地方の住民の意思に基づいて行われるべきである

キ 東京都の特別区は、人口も多く、政治的、経済的、文化的活動も活発であり、法律によって、地方公共団体として規定され、一定の制約を受けながらも条例制定権等の権限が付与されているのであるから、憲法上の地方公共団体に当たる

ク 憲法上の地方公共団体というためには、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識を持っているという社会的基盤が存在し、沿革的にみても、現実の行政の上においても、地方自治の基本的機能を付与された地域団体であることを必要とするが、東京都の特別区は、そのような実体を備えておらず、憲法上の地方公共団体に当たらない

- 1 ①オ ④ア ⑤キ ⑥エ
- 2 ②カ ③イ ⑤ク ⑥ウ
- 3 ①カ ④イ ⑤キ ⑥エ
- 4 ②オ ④イ ⑤ク ⑥エ
- 5 ①カ ③ア ⑤ク ⑥ウ

以下の試験問題については、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用は考慮しないものとして、解答してください。

第4問 未成年者に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記

1から5までのうち、どれか。

- ア 未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為を自ら取り消した場合には、その未成年者は、その取消しの意思表示をすることについて法定代理人の同意を得ていいことを理由に、その取消しの意思表示を取り消すことはできない。
- イ 養子である未成年者が実親の同意を得て法律行為をしたときは、その未成年者の養親は、その法律行為を取り消すことはできない。
- ウ 未成年者と契約をした相手方が、その契約締結の当時、その未成年者を成年者であると信じ、かつ、そのように信じたことについて過失がなかった場合には、その未成年者は、その契約を取り消すことはできない。
- エ 未成年者が婚姻をしたときは、その未成年者は、婚姻後にした法律行為を未成年であることを理由として取り消すことはできない。
- オ 未成年者が法定代理人の同意を得ないで贈与を受けた場合において、その贈与契約が負担付のものでないときは、その未成年者は、その贈与契約を取り消すことはできない。

1 アエ

2 アオ

3 イウ

4 イオ

5 ウエ

第5問 虚偽表示に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、AがDに対して甲建物を譲渡した場合には、Cは、AB間の売買契約が仮装のものであることを知らなかつたときであつても、BからCへの所有権の移転の登記をしなければ、Dに対し、甲建物の所有権を主張することができない。
- イ A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、更にCがDに対して甲建物を譲渡した場合において、CがAB間の売買契約が仮装のものであることを知っていたときは、Dがこれを知らなかつたときであつても、Dは、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができない。
- ウ A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、Bの債権者Cが、AB間の売買契約が仮装のものであることを知らずに甲建物を差し押された場合であつても、CのBに対する債権がAB間の仮装の売買契約の前に発生したものであるときは、Aは、Cに対し、AB間の売買契約が無効である旨を主張することができる。
- エ A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買予約に基づきBを仮登記の登記権利者とする所有権移転請求権保全の仮登記がされた後、BがAに無断で当該仮登記に基づく本登記をした場合において、その後にBから甲建物を譲り受けたCが、その当時、当該本登記が眞実に合致したものであると信じ、かつ、そのように信じたことについて過失がなかつたときは、Cは、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができる。
- オ Aから土地を賃借したBがその土地上に甲建物を建築し、その所有権の保存の登記がされた後に、甲建物についてBC間の仮装の売買契約に基づきBからCへの所有権の移転の登記がされた場合において、BC間の売買契約が仮装のものであることを知らなかつたAが賃借権の無断譲渡を理由としてAB間の土地賃貸借契約を解除する旨の意思表示をしたときは、Bは、Aに対し、BC間の売買契約は無効であり、賃借権の無断譲渡には当たらない旨を主張することができる。

1 アイ

2 アオ

3 イウ

4 ウエ

5 エオ

第6問 取得時効に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 建物の所有権を時効により取得したことを原因として所有権の移転の登記をする場合には、その登記原因の日付は、取得時効が完成した日となる。
- イ Aが、B所有の甲土地について、Bとの間で使用貸借契約を締結し、その引渡しを受けたが、内心においては、当初から甲土地を時効により取得する意思を有していた場合、Aは、甲土地の占有を20年間継続したとしても、甲土地の所有権を時効により取得することはできない。
- ウ 甲土地を10年間占有したことを理由として甲土地の所有権を時効により取得したことを主張する者は、法律上、その占有の開始の時に善意であったことだけでなく、無過失であったことも推定される。
- エ Aがその所有する甲土地について、BのCに対する債権を被担保債権とし、Bを抵当権者とする抵当権を設定した後に、Cが甲土地の所有権を時効により取得したときであっても、Bの抵当権は消滅しない。
- オ A所有の甲土地をAから賃借したBがその対抗要件を具備する前に、CがAから甲土地につき抵当権の設定を受けてその旨の登記をした場合において、Bが、その後引き続き賃借権の時効取得に必要とされる期間、甲土地を継続的に使用収益したときは、Bは、抵当権の実行により甲土地を買い受けた者に対し、甲土地の賃借権を時効取得したと主張することができる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第7問 不動産の物権変動に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤つているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア Aがその所有する甲建物をBに売り渡し、その旨の所有権の移転の登記をした後、Bは、甲建物をCに転売してその旨の所有権の移転の登記をした。その後、AがBの強迫を理由にAB間の売買契約を取り消した場合、Aは、Cに対し、甲建物の所有権を主張することができる。
- イ Aがその所有する甲建物をBに売り渡し、その旨の所有権の移転の登記をした後、Aは、Bの詐欺を理由にAB間の売買契約を取り消したが、所有権の移転の登記の抹消をする前に、Bが甲建物をCに売り渡してその旨の所有権の移転の登記をした。この場合、Cは、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができる。
- ウ Aがその所有する甲建物をBに売り渡し、その旨の所有権の移転の登記をした後、Bは、甲建物をCに転売した。その後、AB間の売買契約が合意解除された場合、Cは、Bから所有権の移転の登記を受けていなくても、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができる。
- エ Aがその所有する甲建物をBに売り渡し、その旨の所有権の移転の登記をした後、Aは、Bの債務不履行を理由にAB間の売買契約を解除した。その後、Bが甲建物をCに転売し、その旨の所有権の移転の登記をした場合、Aは、Cに対し、甲建物の所有権を主張することができる。
- オ AがBと通謀してAの所有する甲建物をBに売り渡した旨仮装し、AからBへの所有権の移転の登記をした後、Bは、Aに無断で、AB間の売買契約が仮装のものであることを知らないCに甲建物を売り渡した。この場合、Cは、Bから所有権の移転の登記を受けていなくても、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第8問 動産の物権変動に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア Aがその所有するパソコン(以下「動産甲」という。)をBに譲渡し、占有改定による引渡しをした後、AがCに動産甲を譲渡し、その譲渡につき動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づく動産譲渡登記がされた場合、Cは、Bに対し、動産甲の所有権を主張することができる。
- イ Aがその所有する動産甲を目的とする譲渡担保権をBのために設定し、占有改定による引渡しをした後、AがCに動産甲を譲渡し、占有改定による引渡しをした場合、Bは、Cに対し、動産甲についての譲渡担保権を主張することができない。
- ウ Aが、その所有する動産甲をBに寄託した後、Cに動産甲を譲渡し、Cが指図による占有移転によって引渡しを受けた場合であっても、その後、Aが無権利者であることについて善意無過失のDがAから動産甲を譲り受け、指図による占有移転によって引渡しを受けたときは、Dは、Cに対し、動産甲の所有権を主張することができる。
- エ Aがその所有する動産甲をBに賃貸し、引き渡した後、AがCに動産甲を譲渡した場合、Cは、引渡しを受けていなくても、Bに対し、動産甲の所有権を主張することができる。
- オ Aがその所有する動産甲をBに譲渡し、占有改定による引渡しをした後、Aが無権利者であることについて善意無過失のCが、競売によってAから動産甲を買い受け、現実の引渡しを受けた場合、Cは、Bに対し、動産甲の所有権を主張することができる。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第9問 占有権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、幾つあるか。

- ア 占有者は、その占有を第三者に妨害されるおそれがあるときは、その第三者に故意又は過失があるか否かにかかわらず、その第三者に対し、占有保全の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。
- イ 建物の賃貸借契約により賃貸人の代理占有が成立する場合において、賃借人が当該賃貸借契約の終了後も当該建物の占有を続けていたとしても、当該賃貸借契約の終了により、賃貸人の代理占有は消滅する。
- ウ 占有者がその占有物について有益費を支出したときは、善意の占有者は占有の回復者に対しその償還を請求することができるが、悪意の占有者は占有の回復者に対しその償還を請求することができない。
- エ 占有者は、その占有物を第三者に賃貸して賃料を取得していたときは、通常の必要費を支出していたとしても、占有の回復者に対しその償還を請求することができない。
- オ 土地の占有者は、当該土地の所有者からの所有権に基づく土地明渡請求に対し当該土地を所有者から使用貸借した旨の主張をするときは、その占有権原を適法に有することが推定されるので、当該土地の使用借権の設定に係る事実について主張・立証する必要はない。

1 1個

2 2個

3 3個

4 4個

5 5個

第10問 A, B 及び C が甲土地を共有している場合に関する次のアからオまでの記述のうち、

判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア A が、B 及び C の同意を得ずに、農地である甲土地について宅地造成工事をしているときは、B は、A に対し、その工事の差止めを請求することができる。

イ A が、B 及び C の同意を得ずに、甲土地の全部を占有し、使用しているときは、B 及び C は、A に対し、甲土地の全部を B 及び C に明け渡すことを請求することができる。

ウ 甲土地につき、真実の所有者でない D が所有権の登記名義人となっている場合、A は、B 及び C の同意を得なくても、D に対し、その抹消登記手続を請求することができる。

エ A, B 及び C の間で甲土地についての共有物分割の協議が調わず、A が裁判所に甲土地の分割を請求したときは、裁判所は、A が甲土地の全部を取得し、B 及び C がそれぞれの持分の価格の賠償を受ける方法による分割を命ずることはできない。

オ A が死亡し、その相続人が存在しないことが確定し、清算手続が終了したときは、その共有持分は、特別縁故者に対する財産分与の対象となり、財産分与がされず、当該共有持分が承継すべき者のないまま相続財産として残存することが確定したときにはじめて、B 及び C に帰属する。

1 アイ

2 アウ

3 イエ

4 ウオ

5 エオ

第11問 次の対話は、地役権に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 甲土地を所有しているAが、B所有の乙土地上に通行地役権の設定を受けたとします。Aは、乙土地上の通行地役権を、甲土地から分離して譲渡することができますか。

学生：ア 通行地役権の設定行為において別段の定めがされていなければ、Aは乙土地上の通行地役権のみを譲渡することができます。

教授： 同じ事例で、CがAから甲土地を買い受けた場合に、Cが乙土地上の通行地役権を取得するためには、甲土地の売買契約において別段の定めが必要ですか。

学生：イ Cが乙土地上の通行地役権を取得するために、その通行地役権の移転について別段の定めをする必要はありません。

教授： 事例を変えて、甲土地を所有しているAが、B所有の乙土地上に通行地役権の設定を受けていなかったものの、20年以上の期間にわたり、乙土地を事実上通行していたとします。その場合、乙土地の通行を目的とする地役権については、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものであれば、取得時効の対象となります。Aは、どのような場合に「継続的に行使」の要件を満たすことができますか。

学生：ウ 「継続的に行使」の要件を満たすためには、乙土地の上に通路が開設され、その通路をAが使用していることが必要ですが、通路の開設をA以外の第三者がした場合でも「継続的に行使」の要件を満たします。

教授： 更に事例を変えて、甲土地を共有しているA及びDが、B所有の乙土地上に通行地役権の設定を受けていたとします。この事例において、その後、Aが甲土地に対する自己の持分をBに譲渡した場合、その持分についての通行地役権は混同により消滅しますか。

学生：エ BがAの持分を取得したとしても、その持分についての通行地役権が混同により消滅することはありません。

教授： 同じ事例で、Dに通行地役権についての消滅時効の中斷事由があるときには、Aのためにも通行地役権についての消滅時効の中斷の効力は生じますか。

学生：オ 要役地の共有者の一人のために時効の中斷がある場合でも、他の共有者との関係では消滅時効は進行しますので、Aのために通行地役権についての消滅時効の中斷の効力は生じません。

1 アイ

2 アウ

3 イエ

4 ウオ

5 エオ

第12問 民法上の留置権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア Aを賃貸人、Bを賃借人とする甲建物の賃貸借契約がBの債務不履行を理由に解除された場合において、Bが占有権原がないことを知りながら引き続き甲建物を占有し、有益費を支出したときは、Bは、Aに対する有益費償還請求権に基づく甲建物についての留置権を主張して、AのBに対する甲建物の明渡請求を拒むことができる。
- イ Aからその所有するカメラをBが借りていた場合において、CがBからそのカメラの修理を有償で依頼され、その引渡しを受けたときは、Cは、Bに対する修理代金債権に基づくそのカメラについての留置権を主張して、AのCに対するカメラの引渡請求を拒むことができない。
- ウ A所有の甲土地をBがCに売却して引き渡した後、甲土地の所有権を移転すべきBの債務が履行不能となった場合、Cは、履行不能による損害賠償請求権に基づく甲土地についての留置権を主張して、AのCに対する甲土地の引渡請求を拒むことができる。
- エ Aからその所有する甲建物を賃借していたBが、Aの同意を得て甲建物に造作を設置し、賃貸借契約終了後、Aに対してその造作を買い取るべきことを請求した場合、Bは、Aに対する造作買取代金債権に基づく甲建物についての留置権を主張して、AのBに対する甲建物の明渡請求を拒むことができない。
- オ A所有の甲建物について留置権を有するBがAの承諾を得て甲建物を使用している場合、その後にAから甲建物を買い受けて所有権の移転の登記を受けたCは、Bが甲建物を使用していることを理由として留置権の消滅請求をすることはできない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第13問 質権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、幾つあるか。

- ア 動産質権は、元本、利息、違約金、質権の実行の費用、質物の保存の費用及び債務の不履行又は質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保し、設定行為においてこれと異なる別段の定めをすることはできない。
- イ 不動産質権は、その設定の登記をしなくともその効力を生ずる。
- ウ 質権の目的である債権が保証債務によって担保されている場合、質権の効力は、その保証債権に及ぶ。
- エ 質権の目的である債権が金銭債権であり、その債権及び被担保債権がいずれも弁済期にある場合、質権者は、被担保債権の額にかかわらず、質権の目的である債権の全額を取り立てることができる。
- オ 質権の目的である指名債権の債務者が、質権設定につき異議をとどめないで承諾した場合であっても、当該債務者は、当該指名債権の債権者に対抗することができた事由をもって質権者に対抗することができる。

1 1個

2 2個

3 3個

4 4個

5 5個

第14問 AとB会社は、平成23年4月1日、AがB会社の石油販売特約店となることに伴い、A所有の甲土地に、B会社のために、Aを債務者とし、極度額を500万円とする根抵当権(以下「本件根抵当権」という。)を設定し、担保すべき債権の範囲を石油供給取引によって生ずる債権と定め、その旨の登記手続をした。

その後、AがB会社から電気製品の買入れを行うようになったことから、平成25年4月1日、AとB会社は、本件根抵当権の被担保債権の範囲に、電気製品売買取引によって生ずる債権を加えることを合意し、その旨の登記手続をした。

なお、本件根抵当権の担保すべき元本の確定期日は定められていない。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 平成25年5月15日を弁済期とするAとB会社との間の電気製品売買取引により生じた債権について、その弁済期を経過してAが債務不履行に陥った場合であっても、その債権が同年3月15日に発生したものであるときは、その債権は本件根抵当権によって担保されない。

イ 平成25年10月1日にB会社がC会社に吸収合併された場合、当該合併の事実を同年11月15日にAが知ったときは、その後にAは、当該合併を理由として本件根抵当権の担保すべき元本の確定を請求することができない。

ウ Aは、平成26年4月1日を経過した後であれば、本件根抵当権の担保すべき元本の確定を請求することができる。

エ B会社が本件根抵当権についてDのために転抵当権を設定した場合、Aは、本件根抵当権の担保すべき元本の確定前であれば、Dの承諾がなくとも、B会社との合意によって極度額の減額をすることができる。

オ 本件根抵当権の担保すべき元本が確定した後にAがEに甲土地を売り渡した場合において、当該元本の確定時点におけるAのB会社に対する残債務額が600万円であったときは、EがB会社に対して本件根抵当権の消滅を請求するためには、600万円の払渡し又は供託をしなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第15問 謾渡担保に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物謾渡担保権の効力は、謾渡担保の目的である集合動産を構成するに至った動産が滅失した場合にその損害を墳補するために謾渡担保権設定者に対して支払われる損害保険金に係る請求権に及ぶ。
- イ 被担保債権の弁済期の到来後、謾渡担保権者が、債務者に対し被担保債権の弁済を請求した場合、謾渡担保権を設定した債務者は、被担保債権の弁済と引換えに謾渡担保の目的物の返還をすべき旨を主張することができる。
- ウ 不動産を目的とする謾渡担保権の実行に伴って謾渡担保権設定者が取得する清算金請求権と謾渡担保権者の謾渡担保契約に基づく当該謾渡担保の目的不動産の引渡請求権とは同時履行の関係に立ち、謾渡担保権者は、謾渡担保権設定者からその引渡債務の履行の提供を受けるまでは、自己の清算金支払債務の全額について履行遅滞による責任を負わない。
- エ 不動産を目的とする謾渡担保の被担保債権の弁済期が到来し、債務者が被担保債権を弁済した後に、謾渡担保権者が目的不動産を第三者に売却した場合には、当該第三者は、被担保債権が弁済されていることを知らず、かつ、知らないことに過失がないときに限り、目的不動産の所有権を主張することができる。
- オ 根抵当権者が、根抵当権の目的である不動産につき謾渡担保権を取得し、謾渡担保を原因とする所有権の移転の登記を経由したときは、根抵当権は混同により消滅する。

1 アウ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 エオ

第16問 選択債権に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 選択権を有する債権者がした選択の意思表示は、債務者が債務の履行に着手するまでは、債務者の承諾を得ることなく撤回することができる。
- イ 選択債権の目的である給付の中に、後に至って給付が不能となったものがある場合において、それが選択権を有しない当事者の過失によるものであるときは、選択権を有する者は、不能となった給付を選択することができる。
- ウ 選択債権についての選択は、債権の発生の時にさかのぼってその効力を生ずる。
- エ 第三者が選択権を有する場合には、選択の意思表示は、債権者又は債務者のいずれか一方に対してすれば足りる。
- オ 第三者が選択権を有する場合において、第三者が選択をする意思を有しないときは、選択権は、債権者に移転する。

1 アウ

2 アオ

3 イエ

4 イオ

5 ウエ

第17問 次の対話は、保証に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 今日は、保証について考えてみましょう。保証契約は、口頭で合意をすれば書面を作成しなくても効力を生じますか。

学生：ア 口頭で合意をした場合でも、保証契約は効力を生じます。ただし、書面によらない保証は、保証人が後に撤回することができます。

教授： それでは、連帯保証がされた場合について考えてみましょう。債権者は、連帯保証人に対して履行の請求をしましたが、主たる債務者には履行の請求をしていませんでした。連帯保証人に対してした履行の請求の効果は、主たる債務者にも及びますか。

学生：イ 連帯保証人に対してした履行の請求の効果は、主たる債務者には及びません。

教授： では、Aを債務者とする500万円の金銭債務についてBとCが連帯保証をしたとしましょう。この場合には、債権者は、Bに対して、どのような請求をすることができますか。

学生：ウ 債権者は、Bに対し、500万円全額の支払を請求することができます。

教授： 次に、根保証について考えてみましょう。一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証が根保証ですが、主たる債務の範囲に貸金債務が含まれる根保証契約が締結されたとします。この場合には、極度額を定めることは必要ですか。

学生：エ 法人ではなく個人が保証人となる場合には、極度額を定めない根保証契約で主たる債務の範囲に貸金債務が含まれるものは無効となりますので、極度額を定めることが必要です。

教授： 最後に、保証人の求償について考えてみましょう。Dは、Eの意思に反しながら、Eを債務者とする金銭債務について保証をし、その後、その保証債務を履行しました。この場合には、Dは、Eに対し、求償権行使することができですか。

学生：オ Dは、主たる債務者であるEの意思に反して保証をしていますので、Eに対して、求償権行使することができません。

1 アイ

2 アエ

3 イオ

4 ウエ

5 ウオ

第18問 次の対話は、相殺に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： AがBに対して1000万円の甲債権を有し、CがAに対して1500万円の乙債権を有し、甲債権と乙債権のいずれも弁済期が到来しています。この事例(以下「本件事例」という。)において、Cは、乙債権を自働債権とし、甲債権を受働債権とする相殺をすることはできるでしょうか。

学生：ア Cが甲債権について第三者による弁済をすることができる場合には、Cは、乙債権を自働債権とし、甲債権を受働債権とする相殺をすることができます。

教授： 本件事例において、Aが無資力である場合には、Cは乙債権を被保全債権として、甲債権について債権者代位権を行使することができますね。この場合に、Cは、どのような方法で乙債権を回収することができるでしょうか。

学生：イ Cは、甲債権についてBから直接弁済を受領し、受領した金銭についてのAに対する返還債務に係る債権を受働債権とし、乙債権を自働債権とする相殺をすることができます。

教授： 本件事例に戻って、Aによる相殺の主張の可否について、検討してみましょう。当初Bが乙債権を有していたところ、これをCに対して譲渡していたとします。この乙債権の譲渡の前からAがBに対して甲債権を有していたとすると、Aは、甲債権を自働債権とし、乙債権を受働債権とする相殺をすることはできるのでしょうか。

学生：ウ Aが相殺の意思表示をするよりも前に、BからAに対して乙債権の譲渡の通知がされていた場合には、Aは相殺を主張することができません。

教授： 本件事例において、AがCに対して1000万円の丙債権を有していたとします。甲債権に係る債務と丙債権に係る債務とが連帶債務の関係にある場合には、Bは乙債権と丙債権との相殺を援用することができますか。丙債権についても弁済期は到来しているものとします。

学生：エ Bは、Cの負担部分について乙債権と丙債権との相殺を援用することができます。

教授： では、本件事例において、AがCに対して弁済期の到来している1000万円の丙債権を有しており、かつ、乙債権はもともとBのAに対する債権として発生したもので、AB間で相殺を禁止する合意がされていたとします。その合意の存在については善意であったCがBから乙債権を譲り受け、BからAに対して乙債権

の譲渡の通知がされた場合には、Cは、乙債権と丙債権とを相殺することができます。

学生：オ Cは、AB間でされた相殺を禁止する合意を対抗されることはありますか
ら、乙債権と丙債権とを相殺することができます。

1 アウ

2 アエ

3 イウ

4 イオ

5 エオ

第19問 消費貸借に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 消費貸借が成立した場合、貸主は目的物を貸し渡す債務を負い、借主は目的物を返還する債務を負う。
- イ 利息付きの金銭消費貸借における利息は、特約のない限り、消費貸借の成立日の翌日から発生する。
- ウ 消費貸借の予約がされた後に、当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、消費貸借の予約の効力は失われる。
- エ 無利息の消費貸借の目的物に瑕疵があったときは、借主は、瑕疵がある物の価額を返還することができる。
- オ 利息付きの金銭消費貸借における借主は、返還の時期が定められている場合であっても、その期限前に返還をすることができ、このときには、残元本のほか、実際に返還をする日までの利息を支払えば足りる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第20問 親子関係に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 認知は、認知をした父が子の出生の時にさかのぼって効力を生じさせる旨の別段の意思表示をした場合を除き、認知をした時からその効力を生ずる。
- イ 嫡出でない子と父との間の法律上の親子関係は、認知によってはじめて発生するものであるから、嫡出でない子は、認知によらないで父との間の親子関係の存在確認の訴えを提起することはできない。
- ウ 夫とその妻以外の女性との間に出生した嫡出でない子について、夫婦間の嫡出子として出生届がされ、これが受理された場合、その出生届は認知届としての効力を有する。
- エ 婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に子が生まれた場合に、夫において子が嫡出であることを否認するためには、夫が子の出生を知った時から3年以内に嫡出否認の訴えを提起しなければならない。
- オ 婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に子が生まれた場合に、妻がその子を懷胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在するときには、当該子は、親子関係の不存在確認の訴えにより、その父子関係の存否を争うことができる。

1 アイ

2 アエ

3 イウ

4 ウオ

5 エオ

第21問 成年後見に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 成年被後見人が成年後見人の同意を得てした行為は、取り消すことができない。
イ 成年後見人の数は、1名であることを要しない。
ウ 成年後見人は、成年被後見人との利益が相反する行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。
エ 家庭裁判所は、法人を成年後見監督人に選任することができない。
オ 家庭裁判所は、いつでも、成年後見人に対し、後見の事務の報告又は財産の目録の提出を求めることができる。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第22問 相続人に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 被相続人Aの親族として、亡実弟Bの実子であるCがいるだけの場合において、Aが死亡したときは、CはBを代襲してAの相続人となる。

イ 被相続人Aの子であるBが相続放棄をした場合、Bの子であるCが、Bを代襲してAの相続人となる。

ウ 夫A及び妻Bの子であるCが、故意にAを死亡させて刑に処せられた場合において、その後にBが死亡したときは、Cは、Aの相続について相続人となることができないほか、Bの相続についても相続人となることができない。

エ 被相続人は、推定相続人である兄弟姉妹の廃除を請求することはできない。

オ 被相続人の生前にされた推定相続人の廃除は、遺言によって取り消すことはできない。

1 アウ

2 アエ

3 イウ

4 イオ

5 エオ

第23問 遺産分割等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 貸金債務についての連帶債務者的一人が死亡し、その相続人が数人ある場合、当該相続人らは、被相続人の債務の分割されたものを承継し、各自その承継した範囲において、本来の債務者とともに連帶債務者となる。
- イ 被相続人は、遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。
- ウ 共同相続人の間で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権行使の対象となり得ない。
- エ 相続開始後、遺産である不動産について、共同相続人の一人からその持分の譲渡を受け、その旨の登記を経た第三者は、その後に行われた遺産分割により当該不動産の所有権を全て取得することとされた他の共同相続人に対し、自己の持分を主張することができる。
- オ 共同相続人間において遺産分割の協議が成立した場合に、相続人の一人が他の相続人に対してその協議において負担した債務を履行しないときは、当該他の相続人は、債務不履行を理由としてその協議を解除することができる。

1 アウ

2 アエ

3 イエ

4 イオ

5 ウオ

第24問 刑法における故意に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、Bを脅迫しようと考え、パソコン上で「お前を殺してやる」との内容の電子メールを作成し、これを送信したが、その際、送信先を間違えてCに送信してしまい、Cがこれを読んで恐怖した。この場合、Aには、Cに対する脅迫罪が成立する。

イ Aは、鹿の狩猟のために山中に入ったところ、山菜採りのために山中に入っていたB(人間)を鹿であると誤信してライフル銃を発射し、その弾がBの脚に当たって重傷を負わせた。この場合、Aには、傷害罪が成立する。

ウ Aは、勤務する会社で担当した会計処理の誤りを取り繕うため、取引先であるB名義の領収証を偽造したが、その際、領収証は私文書偽造罪における「文書」には当たらないと思っていた。この場合、Aには、私文書偽造罪は成立しない。

エ Aは、酒場で口論となったBの顔面を拳で殴り、その結果、Bが転倒して床で頭を強く打ち、脳挫傷により死亡したが、Aは、Bを殴った際、Bが死亡するとは認識も予見もしていなかった。この場合、Aには、傷害致死罪が成立する。

オ Aは、殺意をもって、Bの頭を鉄パイプで数回殴り、Bが気絶したのを見て、既に死亡したものと誤信し、犯行を隠すためにBを橋の上から川に投げ入れたところ、Bは転落した際に頭を打って死亡した。この場合、Aには、殺人罪は成立しない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第25問 中止未遂の成否に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、Bを殺そうと考え、刺身包丁をBに向かって振り下ろしたが、Bが身をかわしたためにBの衣服が切れたにとどまり、その際、Bから涙ながらに「助けてくれ」と懇願されたため、Bを哀れに思い、殺害するのをやめてその場を立ち去った。この場合、Aには、殺人罪の中止未遂は成立しない。

イ Aは、一戸建てのB宅に放火しようと考え、その軒先に、準備した段ボールを置いて火をつけたが、Bが死んでしまっては申し訳ないと思い、大声で「火事だ」と呼びながら立ち去り、その声を聞いたBが消火したため、B宅には燃え移らなかった。この場合、Aには、現住建造物等放火罪の中止未遂は成立しない。

ウ Aは、日々の生活費に窮し、金属買取店で換金して現金を得ようと考え、道路に設置されたマンホールの蓋を三つ盗んで自宅に持ち帰ったが、その後、他人が転落してしまう危険があると考えて反省し、翌日、全てのマンホールの蓋を元の場所に戻しておいた。この場合、Aには、窃盗罪の中止未遂が成立する。

エ Aは、Bを殺そうと考え、青酸化合物をBに飲ませたが、Bが苦しむ姿を見て、大変なことをしてしまったと悟り、直ちに消防署に電話をかけ、自己の犯行を正直に話して救急車を呼び、その結果、Bが病院に搬送されて治療が施されたが、Bは青酸化合物の毒性により死亡した。この場合、Aには、殺人罪の中止未遂は成立しない。

オ Aは、Bが旅行に出かけている間に、B宅に侵入して金品を盗もうと考え、深夜、侵入に使うためのドライバーなどを準備してB宅の前まで行ったが、Bが金品を盗まれて落胆する姿を想像し、それがかわいそうになって、B宅に侵入することなく帰宅した。この場合、Aには、窃盗罪の中止未遂が成立する。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第26問 強盗罪に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、人気のない夜道でBにナイフを示して脅迫し、現金を要求したが、畏怖したBがナイフの刃を手でつかんだので、Bの手を離すためにナイフを動かしたところ、Bが手に切り傷を負った。この場合、Aには、強盗致傷罪が成立する。

イ Aは、飲食店で包丁を示して店員Bを脅迫し、レジにあった現金を奪って逃走したが、数日後、その飲食店から5キロメートル離れた路上で、たまたまBに会って声を掛けられたので、Bを殴って逃走した。この場合、Aには、事後強盗罪が成立する。

ウ Aは、金品を奪おうと考え、帰宅途中のBの背後から歩いて近づき、Bが持っていた手提げカバンをつかんで引っ張ったところ、Bがすぐにカバンから手を離したので、それを持って逃走した。この場合、Aには、強盗罪が成立する。

エ Aは、B宅に侵入し、Bに拳銃を突き付けて脅迫し、金品を要求したが、Bが畏怖して身動きできなくなったので、自らB宅内を物色し、Bが気付かないうちに、B所有の腕時計をポケットに入れて逃走した。この場合、Aには、強盗罪が成立する。

オ Aは、無賃乗車をするつもりでタクシーに乗車し、自宅付近でタクシーを停めると、料金を支払わずに車外に出たが、運転手であるBから料金の支払を要求されたため、Bを殴り倒して逃走した。この場合、Aには、事後強盗罪が成立する。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第27問から第34問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。

第27問 株式会社の発起設立に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 定款に現物出資に関する事項についての記載がある場合に、当該事項を調査させるため裁判所に対し検査役の選任の申立てをしなければならないのは、設立時取締役である。
- イ 設立時取締役は、定款に記載された現物出資に関する事項について裁判所が選任した検査役による調査がされた場合であっても、その出資の履行が完了していることを調査しなければならない。
- ウ 株式会社の成立の時における現物出資財産の価額が当該現物出資財産について定款に記載された価額に著しく不足する場合には、設立時取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときであっても、当該株式会社に対し、当該不足額を支払う義務を負う。
- エ 株式会社の設立の無効の訴えの提訴期間は、会社法上の公開会社にあっては会社の成立の日から1年以内であり、それ以外の株式会社にあっては会社の成立の日から2年以内である。
- オ 監査役設置会社の設立の無効の訴えについては、株主、取締役、監査役又は清算人は原告適格を有するが、発起人は原告適格を有しない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第28問 株主名簿に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記

1から5までのうち、どれか。

ア 株式会社は、その株主に対し剰余金の配当をする場合には、これを取締役会の決議によってするとき及び当該株式会社の純資産額が300万円を下回るときを除き、事業年度の末日を基準日として定めて、当該基準日において株主名簿に記載されている株主をその権利を行使することができる者と定めなければならない。

イ 株式会社は、基準日を定めて、当該基準日において株主名簿に記載されている株主を株主総会における議決権を行使することができる者と定めた場合であっても、当該基準日後に募集株式を発行したときは、当該基準日後にその株式を取得した者の全部を当該議決権を行使することができる者と定めることができる。

ウ 株券発行会社の株主は、当該株券発行会社が現に株券を発行しているかどうかを問わず、当該株券発行会社に対し、当該株主についての株主名簿に記載された株主名簿記載事項を記載した書面の交付を請求することができない。

エ 株式会社が一の株主名簿管理人に対し株主名簿に関する事務を委託した場合において、当該株式会社が新たに新株予約権を発行したときは、当該株主名簿管理人は、当該新株予約権に係る新株予約権原簿に関する事務を行わなければならない。

オ 株主は、書面をもって作成されている株主名簿及び新株予約権原簿の閲覧又は謄写の請求をすることができるが、新株予約権者は、当該株主名簿及び当該新株予約権原簿の閲覧又は謄写の請求をすることができない。

1 アウ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 エオ

第29問 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社の株主総会に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 会社は、株主総会における議決権について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。
- イ 総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主は、当該議決権を6か月前から引き続き有する場合に限り、取締役に対し、株主総会の招集を請求することができる。
- ウ 株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権行使することができる旨を定めたかどうかを問わず、取締役は、株主総会の日の2週間前までに、株主に対して株主総会の招集の通知を発しなければならない。
- エ 株主総会においては、取締役が当該株主総会に提出した資料を調査する者を選任する必要がある場合でも、その選任が株主総会の目的である事項として当該株主総会の招集の通知に記載されていないときは、その選任の決議をすることができない。
- オ 株主総会においてその続行について決議があった場合には、取締役は、株主に対して改めて株主総会の招集の通知を発する必要はない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第30問 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めに関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 監査役を置く株式会社は、大手会社である場合でも、会社法上の公開会社でないときは、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。
- イ 監査役を置く株式会社は、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを設けた場合には、その旨の変更の登記をしなければならない。
- ウ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社の監査役は、取締役会に出席した場合でも、書面をもって作成されたその議事録に署名又は記名押印をする必要はない。
- エ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社の株主は、その権利を行使するため必要がある場合には、当該株式会社の営業時間内は、いつでも、裁判所の許可を得ることなく、書面をもって作成されている取締役会の議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる。
- オ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社においても、その株主総会は、当該株式会社と取締役との間の訴えについて監査役が当該株式会社を代表するものと定めることができる。

1 アウ

2 アエ

3 イウ

4 イオ

5 エオ

第31問 次の対話は、株式会社の解散と清算に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 会社法上の公開会社が解散するための手続は、どのようなものですか。なお、この会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社ではないものとします。

学生：ア 会社法上の公開会社は、株主総会の特別決議によって解散することができます。この場合には、会社は、その株主総会の日の2週間前までに、会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければなりません。

教授： この会社が解散の時において会計監査人設置会社であった場合には、清算株式会社には、監査役や会計監査人を置く必要はありますか。

学生：イ 監査役も、会計監査人も、置く必要はありません。

教授： では、この会社が裁判所の解散命令によって解散した場合において、定款で清算人を定めておらず、かつ、株主総会でも清算人を選任しなかったときは、誰が清算人となりますか。

学生：ウ その場合には、取締役が当然に清算人となります。

教授： この会社について、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するとして、破産手続開始の決定と同時に、破産手続廃止の決定がされた場合には、取締役は当然に清算人となりますか。

学生：エ いいえ。その場合には、取締役が当然に清算人となることはありません。

教授： 最後に、定款で定めた存続期間の満了によって解散した清算株式会社は、いつまで、株主総会の決議によって株式会社を継続することができますか。

学生：オ その清算株式会社は、清算が結了するまで、株主総会の決議によって株式会社を継続することができます。しかし、休眠会社が解散したものとみなされた場合には、解散したものとみなされた後3年以内に限られています。

1 アウ

2 アエ

3 イウ

4 イオ

5 エオ

第32問 持分会社に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 合資会社の有限責任社員が出資の価額を減少した場合に、その旨の登記をする前に生じた当該合資会社の債務を弁済すべき当該有限責任社員の責任は、当該登記後1年を経過した時に消滅する。
- イ 合名会社の業務を執行する社員を定款で定めた場合には、業務を執行する社員以外の社員は、当該合名会社の常務を単独で行うことができない。
- ウ 合同会社の業務を執行する社員が法人である場合には、当該法人の代表者が当該業務を執行する社員の職務を行うべき者となる。
- エ 合名会社の社員の持分を差し押された債権者は、事業年度の終了時の6か月前までに当該合名会社及び当該社員に対し当該社員を退社させる旨の予告をした場合には、当該社員が当該債権者に対し弁済し又は相当の担保を提供したときを除き、事業年度の終了時において当該社員を退社させることができる。
- オ 合同会社以外の持分会社は、損失の填補のために、その資本金の額を減少することができない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第33問 社債権者集会に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、担保付社債信託法及び社債、株式等の振替に関する法律の適用は、ないものとする。

ア　社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、社債権者集会を招集するには、招集者は、社債権者及び社債発行会社に対して招集の通知を発しなければならないが、社債権者集会に関する事項を公告する必要はない。

イ　社債発行会社は、その有する自己の社債について、社債権者集会における議決権を有しない。

ウ　社債権者集会において議決権を行使しようとする無記名社債の社債権者は、当該社債権者集会の日の1週間前までに、その社債券を供託しなければならない。

エ　社債権者集会に出席しない社債権者は、当該社債権者集会における議決権者の数の多寡にかかわらず、書面によって議決権を使用することができる。

オ　社債権者集会において社債の全部についてその支払の猶予を可決するには、議決権者の議決権の総額の3分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意がなければならない。

1 アエ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 ウオ

第34問 次の対話は、株式交換に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： A株式会社(以下「A社」という。)がB株式会社(以下「B社」という。)を株式交換完全親会社とする株式交換の事例について考えてみましょう。まず、B社は、A社の株主に対し、その株式に代わる対価を交付しないことができますか。

学生：ア A社の株主を保護するため、会社法上、B社は、株式交換に際してA社の株主に対して対価を交付しなければならないとされています。

教授： B社がA社の総株主の議決権の10分の9以上を有している場合には、株式交換に際して、A社の少数株主の保護は、会社法上、どのように図られていますか。なお、B社がA社の株主に対して交付する対価は、金銭であるとします。

学生：イ A社の反対株主は、A社に対し、自己の有するA社株式を公正な価格で買い取ることを請求することができます。また、例えば、株式交換契約において定められたB社がA社の株主に対して交付する対価が著しく不当である場合において、A社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、A社の株主は、A社に対し、株式交換をやめることを請求することができます。

教授： A社がその株式に係る株券を現に発行している場合には、A社は、どのような手続を採る必要がありますか。

学生：ウ A社は、効力発生日までにA社に対し株券を提出しなければならない旨をその日の1か月前までに、公告し、かつ、株主及び登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければなりません。

教授： それでは、株式交換に際して、A社の債権者の保護は、会社法上、どのように図られていますか。

学生：エ 株式交換によってA社の債権者の地位に変動が生ずることはないので、会社法上、A社の債権者が異議を述べる手続は定められていません。

教授： 最後に、株式会社でない会社も、株式交換の当事会社となることはできますか。

学生：オ 株式交換完全子会社は、株式会社に限られますが、株式交換完全親会社は、株式会社のほか、合名会社、合資会社又は合同会社もなることができます。

1 アエ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 ウオ

第35問 商事消滅時効に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 商行為である売買契約が解除された場合には、その解除による原状回復請求権は、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- イ 商人がその営業のために商人でない者の債務を保証した場合には、主たる債務についての消滅時効期間が10年であっても、債権者の当該商人に対する保証債務履行請求権は、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- ウ 商人がその営業のために商人でない者に対して金銭を貸し付け、当該商人でない者が利息制限法所定の制限を超えて利息を支払った場合には、当該商人でない者の当該商人に対する不当利得返還請求権は、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- エ 会社法第64条第1項の証明書を交付した銀行が同条第2項に基づき成立後の株式会社に対しその証明に係る金額を支払う債務を負う場合には、当該株式会社の当該銀行に対するその支払請求権は、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- オ 取締役がその任務を怠った場合における株式会社の当該取締役に対する会社法に基づく損害賠償請求権は、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(参考)

会社法

第64条 第57条第1項の募集をした場合には、発起人は、第34条第1項及び前条第1項の規定による払込みの取扱いをした銀行等に対し、これらの規定により払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる。

2 前項の証明書を交付した銀行等は、当該証明書の記載が事実と異なること又は第34条第1項若しくは前条第1項の規定により払い込まれた金銭の返還に関する制限があることをもって成立後の株式会社に対抗することができない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

[記入例]

受 験 地	東 京	左の者が受験者の場合の記入例は、 下記のとおりとなります。
受 験 番 号	3 6	
氏 名	民事二子	

受 験 地		受 験 番 号				氏 名	
東 京		千の位	百の位	十の位	一の位		
十の位	一の位			3	6	民事 二子	
0	1					(この欄記入不要)	
(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	試験区分	
(2)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	(2)
(3)	(3)	(2)	(3)	(2)	(3)		
(4)	(4)	(3)	(4)	(3)	(4)		
(5)	(5)	(4)	(5)	(4)	(5)		
(6)	(6)	(5)	(6)	(5)	(6)		
(7)	(7)	(6)	(7)	(6)	(7)		
(8)	(8)	(7)	(8)	(7)	(8)		
(9)	(9)	(8)	(9)	(8)	(9)		

受験地コード番号表

01 東京	02 横浜	03 さいたま	04 千葉	05 水戸	06 宇都宮	07 前橋	08 静岡	09 甲府	10 長野
11 新潟	12 大阪	13 京都	14 神戸	15 奈良	16 大津	17 和歌山	18 名古屋	19 津	20 岐阜
21 福井	22 金沢	23 富山	24 広島	25 山口	26 岡山	27 鳥取	28 松江	29 福岡	30 佐賀
31 長崎	32 大分	33 熊本	34 鹿児島	35 宮崎	36 那覇	37 仙台	38 福島	39 山形	40 盛岡
41 秋田	42 青森	43 札幌	44 函館	45 旭川	46 釧路	47 高松	48 徳島	49 高知	50 松山